

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 所管事務の調査（報告）

(2) 川崎市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業について

資料 1 川崎市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業について

参考資料 1 川崎市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱

参考資料 2 申請書等の見本

令和3年7月30日

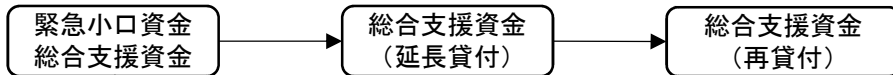
健康福祉局

1 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の概要

【新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給について】
(令和3年6月11日厚生労働省社会・援護局長通知)

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対し、これまで、都道府県社会福祉協議会による**緊急小口資金等の特例貸付**などによる支援を実施

【社会福祉協議会による貸付金制度】(特例貸付)



【緊急小口資金】
《貸付上限額》10万円以内(条件付20万円以内) 《申請期限》令和3年8月末
【総合支援資金】
《貸付上限額》単身:15万円×3月以内 二人以上:20万円×3月以内 《申請期限》初回及び再貸付:令和3年8月末
延長貸付:令和3年6月末(令和3年3月末までに初回貸付を申請し、3か月の貸付を受けていること)

【目的】
感染症の影響が長期化する中で、すでに総合支援資金の再貸付が終了するなど、特例貸付が利用できない世帯が存在する。こうした世帯に対し、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合は生活保護の円滑な受給につなげるため

再貸付を終了した、又は再貸付不承認となった世帯のうち、収入・資産・求職等要件を満たす世帯に対し、支援金を支給

《支給要件》

- 収入要件:申請月における世帯収入が基準額以下であること
- 資産要件:申請日における世帯の金融資産が基準額以下であること
- 求職等要件:今後の生活の自立に向けて、以下のいずれかの活動を行うこと

世帯員数	基準額
1人	137,700円
2人	194,000円
3人	241,800円
4人	283,800円
5人	324,800円

世帯員数	基準額
1人	504,000円
2人	780,000円
3人以上	1,000,000円

- ①公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。
- ②就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合は、生活保護の申請を行うこと。

※6人世帯以降も計算式に応じて算出

■その他、不正な手段による申請等の不支給要件に該当しないこと

《支給額(月額)》

単身世帯:6万円 二人世帯:8万円 三人以上世帯:10万円

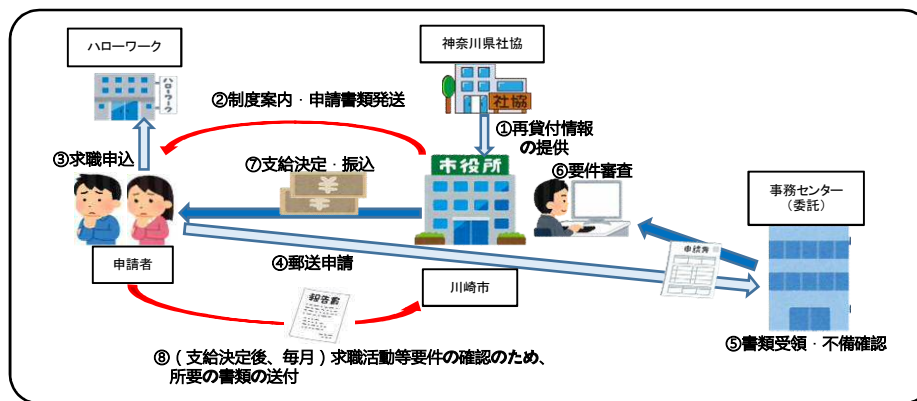
《支給期間》

支給決定から3か月間

2 事業の実施主体及び経費負担

- (1) 実施主体
都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村
- (2) 経費負担
実施に要する費用(事業費及び事務費)については、国が補助(補助率10/10)

3 対象者への周知及び支給の流れ



4 本市における実施状況

- (1) 対象見込数 : 5,000世帯(うち3,796世帯に対し、7月13日に書類発送済み)
- (2) 事業費見込 : 約8億円
- (3) 支給までの期間 : 申請受付から振込まで3週間程度(不備等のない場合)
- (4) 申請期限 : 令和3年8月31日まで(当日消印有効)
- (5) コールセンター : 7月1日~10月31日 受付時間 8:30~17:15(土日祝日を除く)
- (6) 申請等の状況 : 《申請受付》226件 (7月27日現在) 《不備確認中》16件 《審査中》182件 《支給決定》26件 《不支給決定》2件

5 主なスケジュール

区分	R3.6	R3.7	R3.8	R3.9	R3.10	R3.11
広報関係		ホームページ開設(随時更新)	市政だより8月号			
問合せ関係		区役所等チラシ配架	コールセンター設置			
申請関係		対象者データ取得	2週に1度追加データ取得	申請書等作成	通知発送	受付・審査
支給等			順次、追加発送	順次、受付・審査	順次、支給および求職要件等の確認	
予算・議会関係					9月議会(補正)	

※支援金の支給終了後もなお生活に困窮し、自立に向けた支援を必要とする方や、収入要件等により支援金の支給対象とならない方に対しては、状況に応じて、だいJOBセンター等において就労や家計に関する相談などの支援を実施

川崎市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯に対し、就労による自立や生活保護の受給に円滑につなげるため、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業（以下「本事業」という。）に関し、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給要領」（「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給について」（令和3年6月11日付け社援発 0611 第7号厚生労働省社会・援護局長通知）別紙）に基づき、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 常用就職

期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職をいう。

(2) 職業訓練受講給付金

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第7条第1項に規定する職業訓練受講給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 本事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者（新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下「自立支援金」という。）を既に他の都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を設置する町村から受けている者を除く。以下「支給対象者」という。）とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること

ア 都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付（以下「再貸付」という。）を受けた者であって、自立支援金の申請をした日（以下「申請日」という。）の属する月の前月までに当該再貸付の最終借入月が到来していること

イ 再貸付を受けている者であって、申請日の属する月が当該再貸付の最終借入月であること

ウ 都道府県社会福祉協議会に対して再貸付の申請をしたが、申請日以前に不決定となったこと

エ 都道府県社会福祉協議会に再貸付の申請を行うために、自立相談支援機関への相談等を行ったものの支援決定を受けることができず、申請日以前に再貸付の申請を

できなかったこと

- (2) 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している者であること
- (3) 申請日の属する月における、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者の収入の額を 12 で除して得た額（以下「基準額」という。）及び昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額（以下「住宅扶助基準に基づく額」という。）を合算した額以下であること
- (4) 申請日における申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に 6 を乗じて得た額（当該額が 100 万円を越える場合は 100 万円とする。）以下であること
- (5) 次のいずれかに該当する者であること
 - ア 公共職業安定所に求職の申込みをし、常用就職による就職を目指し、以下に掲げる求職活動を行うこと。
 - (ア) 月 1 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - (イ) 月 2 回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける
 - (ウ) 原則週 1 回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける
 - イ 生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあること
- (6) 生活保護費又は職業訓練受講給付金を現に受給していないこと
- (7) 偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行っていないこと

（求職活動等要件）

第 4 条 支給対象者は、自立支援金の支給期間中、常用就職に向けて次に掲げる求職活動等を誠実かつ熱心に行わなければならない。ただし、支給期間中に生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない間については、この限りではない。

- (1) 月 1 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること
- (2) 月 2 回以上、公共職業安定所で職業相談等を受けること
- (3) 原則週 1 回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること

（自立支援金の支給等）

第 5 条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、支援金を支給する。

- 2 前項の規定により支給対象者に対して支給する自立支援金は、1 月ごとに支給し、その支給額は、次の各号に掲げる申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の数に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 1人 6万円
- (2) 2人 8万円
- (3) 3人以上 10万円

(支給期間)

第6条 自立支援金の支給期間は、3月とする。

(自立支援金の申請受付開始日及び申請期限)

第7条 自立支援金に係る市の申請受付開始日は、令和3年7月1日とする。

2 申請期限は、令和3年8月31日とする。

(自立支援金の申請及び支給の方式)

第8条 自立支援金申請者は、別紙様式第1-1号の申請書（以下「自立支援金申請書」という。）及び別紙様式第1-2号の確認書（以下「自立支援金確認書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 再貸付に係る借用書の写しその他の第3条第一号に該当することを証する書類
- (3) 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し
- (4) 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の申請日において有している金融機関の口座の通帳等の写し
- (5) 第3条第5号アに該当する場合、公共職業安定所から交付を受けた求職受付票の写し。
第3条第5号イに該当する場合、生活保護の申請を行っていることを確認できる書類の写し
- (6) 自立支援金の振込先の金融機関の口座の通帳等の写し

2 市長は、自立支援金申請書が提出された場合は、同項各号の添付書類等を確認の上、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者を除き、自立支援金申請書を受け付ける。この場合において、前項各号の添付書類等に不足があるときは、市長は、申請者に対し必要書類の追加提出を求めるものとする。

(公共職業安定所への求職申込み等)

第9条 市長は、自立支援金申請者が公共職業安定所への求職申込みを行っていないときは、申込みを行うよう求めるものとする。ただし、当該自立支援金申請者が生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない間については、この限りではない。

2 自立支援金申請者は、公共職業安定所から交付を受けた求職受付票の写しを市長に提出しなければならない。

(審査及び支給決定等)

第 10 条 市長は、自立支援金申請者から提出された自立支援金申請書及び添付書類に基づき、自立支援金の支給の可否を審査するものとする。

2 市長は、前項の審査を行い、自立支援金の支給を決定した場合は新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給決定通知書(様式第 2 号。以下「決定通知書」という。)を、支援金の不支給を決定した場合は不支給の理由を明記して新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金不支給通知書(様式第 3 号)を当該自立支援金申請者に交付するものとする。

3 市長は、決定通知書を交付する際、支援金の支給を決定した者(以下「受給者」という。)に対して、求職活動等状況報告書(様式第 4 号)、公共職業安定所における職業相談確認票(様式第 5 号)及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金常用求職活動状況報告書(様式第 6 号)及びを交付し、求職活動等の報告を求めるものとする。

(支給方法)

第 11 条 自立支援金の支給は、自立支援金申請者から指定された金融機関の口座へ振り込むことにより行うものとする。

(常用就職及び就労収入の報告)

第 12 条 受給者は、常用就職したときは、常用就職届(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出を行った受給者は、当該届出を行った月以降毎月 1 回、収入額が確認できる書類の提出をすることにより、市長に就労収入の報告をしなければならない。

(支給の中止)

第 13 条 市長は、受給者が次のいずれかの事由に該当する場合は、以下の定めのとおり自立支援金の支給を中止するものとする。

(1) 受給者が、受給中に第 4 条に該当していないことが判明した場合、原則として、当該事実を確認した日の属する月の支給から中止する。

(2) 受給者が、常用就職により就職した場合であって、当該就職に伴い当該者の収入額が基準額及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額を超えた場合、原則として、当該収入額が得られた月の支給から中止する。

(3) 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合、直ちに支給を中止する。

(4) 支給決定後、受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合は、直ちに支給を中止する。

(5) 支給決定後、受給者又は受給者同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合は、直ちに支給を中止する。

- (6) 受給者が生活保護費を受給した場合は、支給を中止する。
- (7) 受給者が職業訓練受講給付金を受給した場合は、支給を中止する。
- (8) 受給者が、偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行ったことが明らかになった場合は、直ちに支給を中止する。
- (9) 上記各号に定めるほか、受給者の死亡など、支給することができない事情が生じたときは、支給を中止する。

2 市長は、前項の規定により自立支援金の支給を中止した場合には、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給中止通知書(様式第8号)を当該受給者に交付するものとする。

(不当利得の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正の手段により自立支援金の支給を受けた者に対し、支給を行った自立支援金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第15条 自立支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(関係機関との連携等)

第16条 市は、自立支援金の支給決定のために特に必要と認めるときは、自立支援金確認書で取得している同意の範囲内で、官公署その他の関係機関等に対し、支給決定のために必要な資料の提供を求めることができる。

2 市は、受給者等の状況等について自立相談支援機関、福祉事務所及び社会福祉協議会と情報共有その他の連携を図ることにより、事業の円滑な実施及び自立支援金の支給期間終了後の支援への円滑な移行に努めるものとする。

(留意事項)

第17条 事業の実施に当たっては、関係する国の通知等に基づき実施するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

川崎市長 福田 紀彦

川崎市新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により生活にお困りの方で、都道府県社会福祉協議会が実施する総合支援資金の再貸付まで終了した方や再貸付が不承認となった方などに対し、国は「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給することを決定しました。支給対象となる方や支給金額などは以下のとおりです。

支援金の申請は郵送による受付としていますので、右記「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請書」に記入いただき、必要書類を同封の上、手続をお願いします。

申請期限

令和3年8月31日(火) 当日消印有効

支給金額：単身世帯 6万円 2人世帯 8万円 3人以上世帯 10万円
支給期間：3か月

主な支給要件

支給対象となる方は、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ①緊急小口資金等の特例貸付を利用できないこと
申請月時点で総合支援資金の再貸付を借り終わった／申請月に借り終わる世帯 など
- ②申請者が世帯の主たる生計維持者であること
- ③世帯の収入合計額が別紙の表に掲げる金額以下であること
- ④世帯の金融資産（預貯金）合計額が別紙の表に掲げる金額以下であること
- ⑤下記 ア) または イ) のいずれかの活動を行うこと
ア) ハローワークに求職申し込みをし、支給期間中に以下の求職活動をすべて行うこと
 - ・月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ・月2回以上、ハローワークで職業相談等を受ける
 - ・原則週1回以上、求人先へ応募又は求人先の面接を受ける
 イ) 生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあること
※その他支給要件の詳細は別紙「制度のご案内」を御確認ください。

このお知らせは、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（令和3年法律第38号）第11条に基づき、神奈川県社会福祉協議会から情報提供を受けた、総合支援資金の再貸付を申請した方にお送りしています。

お問い合わせ (受付時間:平日午前8時30分から午後5時15分まで)

川崎市生活困窮者自立支援金コールセンター

ナビダイヤル 0570-066-155 (通話料有料)

通知書番号

※お問い合わせの際は、通知書番号をお伝えください。

（キリトリ線）

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書					
フリガナ					
①氏名					
②生年月日	昭和・平成	年	月	日	満()歳
③住所					
④電話番号					
申立事項	⑤次の1から4のいずれかの場合であること (1.~4.のいずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載) ※記載内容については、社会福祉協議会に照会させていただくことがあります。				
	1.総合支援資金の再貸付を受け終わった				
	受けていた時期	令和	年	月	～ 月
	再貸付を受けていた社会福祉協議会				
	2.総合支援資金の再貸付が借入最終月である				
	受けている時期	令和	年	月	～ 月
	再貸付を受けている社会福祉協議会				
	3.総合支援資金の再貸付を申請したが、不承認となった				
	申請した時期	令和	年	月	日(頃)
	再貸付を申請した社会福祉協議会				
4.総合支援資金の再貸付の申請のために必要な、自立相談支援機関による支援決定を受けることができず、再貸付の申請をできなかった					
相談した時期	令和	年	月	日(頃)	
再貸付を相談した自立相談支援機関等					
⑥世帯の生計を主として維持している者であること (右欄にチェック) <input type="checkbox"/>					
⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること					
フリガナ					合計
氏名					
続柄	本人				
生年月日					
収入(月額)	円	円	円	円	
預貯金等	円	円	円	円	
※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。					
上記の申立事項に相違なく、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給を申請します。					
令和		年	月	日	
川崎市 市長 殿			申請者氏名		

【受取口座記入欄】 (長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名	支店名	分類	1.普通	2.当座	口座名義 (カナ漢字)
		口座番号 (右詰めでお書きください)			
1.銀行 4.信連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協 7.漁連	本・支店 本・支所 出張所				
金融機関コード	支店コード				

※ゆうちょ銀行の場合は、「振り込み用の店名・預金種目・口座番号(7桁) (通帳見開き下部に記載) をご記入ください。

(注意事項)

申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還請求されることとなります。また、不正の内容が悪質な場合には、刑事告発を行うことがあります。

●申請書「⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次の通りであること」の欄が足りない場合は、下の欄に記載ください。

⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

フリガナ					合計
氏名					
続柄					
生年月日					
収入(月額)	円	円	円	円	円
預貯金等	円	円	円	円	円

※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

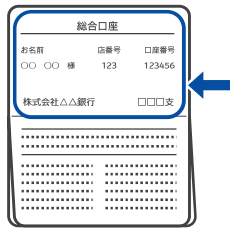
受取口座のコピーを貼り付けてください。

⚠ 原本は貼り付けないでください。

振込先金融機関口座確認書類

ここに、申請者の通帳(見開き面)のコピーを貼ってください。

のりしろ



ゆうちょ銀行以外の通帳の場合



ゆうちょ銀行の通帳の場合

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書 記入例 (様式1-1)

(様式1-1)

フリガナ		カワサキ タロウ	
①氏名	川崎 太郎		
②生年月日	昭和・平成 48年 3月 18日 満(48)歳		
③住所	川崎市〇〇区〇〇〇-〇〇-〇 〇〇ハイツ〇号室(マンション名は略さない)		
④電話番号	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇		

⑤次の1から4のいずれかの場合であること(1~4のいずれか該当する数字を〇で囲んだうえ、該当する方に記載)
※記載内容については、社会福祉協議会に照会させていただくことがあります。

①総合支援金の再貸付を受け終わった

受けていた時期	令和〇年〇月~〇月
再貸付を受けていた社会福祉協議会	神奈川県社会福祉協議会

2.総合支援金の再貸付が借入最終月である

受けている時期	令和 年 月 ~ 月
再貸付を受けている社会福祉協議会	

3.総合支援金の再貸付を申請したが、不承認となった

申請した時期	令和 年 月 日(頃)
再貸付を申請した社会福祉協議会	

4.総合支援金の再貸付の申請のために必要な、自立相談支援機関による支援決定を受けることができず、再貸付の申請をできなかった

相談した時期	令和 年 月 日(頃)
再貸付を相談した自立相談支援機関等	

⑥世帯の生計を主として維持している者であること(右欄にチェック)

⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

フリガナ	カワサキ タロウ	カワサキ ハナコ	カワサキ シロウ	合計
氏名	川崎 太郎	川崎 花子	川崎 次郎	
続柄	本人	配偶者	子	
生年月日	昭和48年3月18日	昭和48年2月2日	平成22年1月30日	
収入(月額)	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円	0円	円 〇〇,〇〇〇円
預貯金等	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円	0円	円 〇〇,〇〇〇円

※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

上記の申立事項に相違なく、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給を受けることとする旨を
令和 3 年 〇 月 〇 日
川崎市長 殿 申請者氏名 川崎 太郎

【受取口座記入欄】(長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名	支店名	分類	口座番号(右詰めでお書きください)	口座名義(カナ漢字)
〇〇	〇〇	〇普通 2.当座	1 2 3 4 5 6 7	カワサキ タロウ
金融機関コード	支店コード			川崎 太郎

※ゆうちょ銀行の場合は、「振り込み用の店名・預金種目・口座番号(7桁)(通帳見開き下部に記載)」をご記入ください。

(注意事項)
申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還請求されることとなります。また、不正の内容が悪質な場合には、刑事告発を行うことがあります。

「収入・資産申告書」の①と②を合計した金額をそれぞれの家族名に記入してください。

「収入・資産申告書」の③と④を合計した金額をそれぞれの家族名に記入してください。④の現金は申請者の合計額に入れてください。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請時確認書 記入例 (様式1-2)

令和 〇 年 〇 月 〇 日

川崎市長 殿

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者住所 川崎市〇〇区〇〇〇-〇〇-〇 〇〇ハイツ〇号室

申請者氏名 川崎 太郎

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書(様式1-1)を提出する必要があります。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請時確認書

誓約事項

- 1 受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと
 - ①月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ②月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける
 - ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける※生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、この限りではない。
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者(以下「申請者等」という。)のいずれもが生活保護及び職業訓練受講給付金を受けていないこと
- 3 申請者等のいずれもが他の自治体に対し新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を申請していないこと
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと
- 5 偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還すること

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること
 - ① 所要の求職活動等を行わない場合
 - ② 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者(以下、単に「受給者」という。)が、常用就職に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
 - ③ 申請内容に偽りがあった場合
 - ④ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者(以下「受給者等」という。)が暴力団員と判明した場合
 - ⑤ 支給決定後、受給者等が禁固刑以上の刑に処された場合
 - ⑥ 支給決定後、受給者等が生活保護費を受給した場合
 - ⑦ 支給決定後、受給者等が職業訓練受講給付金を受給した場合
 - ⑧ 支給決定後、受給者等が、偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行ったことが明らかになった場合
 - ⑨ 支給決定後、受給者等が他の自治体から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受給した場合
- 2 支給要件の確認に必要な範囲で、申請者等の資産、収入、緊急小口資金等の特例貸付、職業訓練受講給付金、生活保護の利用状況等につき、官公署、社会福祉協議会、自立相談支援機関又は銀行その他の機関、関係者(以下「関係機関」という。)に照会すること。
また、実施主体の照会に対し、関係機関が報告することについて、申請者等が同意している旨を関係機関に伝えること。
- 3 生活支援や、適正な公的給付等の実施に必要な範囲で、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者の情報について、自立相談支援機関、福祉事務所、社会福祉協議会に提供すること。
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体が官公署から情報を求めること。

令和 年 月 日

川崎市長 殿

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者住所
申請者氏名

確認事項 (以下に該当する場合はチェックを入れること)

- 仕事以外の生活上の困りごとについて支援の希望がある。
- 生活保護の相談の希望がある。

申請時の添付書類

<p>1 本人及び世帯構成の確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 住民票の写し</p> <p>2 【申請書(様式1-1)の申立事項⑤の1、2に該当する方】</p> <p><input type="checkbox"/> ① 再貸付の借用書(控)の写し(再貸付の貸付決定通知書の写しでも可)</p> <p><input type="checkbox"/> ② 再貸付の振込状況がわかる通帳(※1)の写し</p> <p><input type="checkbox"/> ③ ①が用意できない場合(※2)は、様式1-3</p> <p>【申請書(様式1-1)の申立事項⑤の3に該当する方】</p> <p><input type="checkbox"/> ① 再貸付の不承認通知の写し</p> <p><input type="checkbox"/> ② ①が用意できない場合(※2)は、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳(※1)の写し及び様式1-3</p> <p>【申請書(様式1-1)の申立事項⑤の4に該当する方】</p> <p><input type="checkbox"/> ① 様式1-3</p> <p><input type="checkbox"/> ② 緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳(※1)の写し</p> <p>3 収入関係書類</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日が属する月の収入が確認できる書類の写し</p> <p>4 金融資産関係書類</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の、申請日時点の金融機関の通帳(※1)の写し</p> <p>5 求職活動関係書類 (①と②はいずれか一方の提出で可)</p> <p><input type="checkbox"/> ① 公共職業安定所から交付を受けた求職受付票(ハローワークカード)の写し</p> <p><input type="checkbox"/> ② 生活保護を申請中である場合は、保護申請書の写し(保護の実施機関の受領印があるもの)</p> <p>6 振込先口座(※1)が分かる書類</p> <p><input type="checkbox"/> 通帳の該当部分の写し等</p> <p>※1 電子的にのみ管理している場合(いわゆるweb通帳の場合)はその画面の写しで可</p> <p>※2 社会福祉協議会から発行された書類が用意できない場合には、社会福祉協議会に対し、書類の再交付を受けること等は不要であること</p>

※本書類は、申請書等と一緒に送付してください。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 提出書類チェックシート

書類の提出日 (投函日)	令和 年 月 日		
申請者氏名		電話番号	

同封書類にチェック✓を入れてください。裏面も必ず確認をしてください。

項目	提出が必要な方	提出書類
申請書	全員	<input type="checkbox"/> 様式1-1 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書
申請時確認書	全員	<input type="checkbox"/> 様式1-2 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請時確認書
本人及び世帯構成の確認書類	全員	<input type="checkbox"/> 住民票の写し ※マイナンバーの記載がないもの。6カ月以内に取得したもの。
収入・資産関係書類	全員	<input type="checkbox"/> 収入・資産申告書
収入関係書類	全員 ※世帯の中で 収入がある方全員分	就労収入がある方 <input type="checkbox"/> 申請月の収入が確認できる書類の写し (下記のいずれか1つ) <input type="checkbox"/> 給与明細書 <input type="checkbox"/> 賃金明細書 <input type="checkbox"/> 報酬明細書 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳の当該収入の振込記載ページ <input type="checkbox"/> (自営業等の場合)帳簿など、収入と経費がわかるもの <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 5px;">申請月の収入が確定できない場合は、直近3カ月分の収入が確認できる書類の写し</div>
		公的給付がある方 <input type="checkbox"/> 公的給付を受けている場合は、支給額を確認できる書類 <input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格証明書(雇用保険の失業給付を受けている場合) <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書・振込通知書やハガキ <input type="checkbox"/> 児童手当証書・振込通知書やハガキ <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 手当・年金等の公的給付金証書・振込通知書やハガキ <input type="checkbox"/> その他() <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 5px;">無い場合は、通帳など受領金額がわかるものの写し</div>
金融資産関係書類	全員 (世帯全員分)	<input type="checkbox"/> 預貯金がわかる書類 ※申請時点の最新の記帳をしてください <input type="checkbox"/> 預貯金通帳等 ※表紙など口座名義人がわかるページと、申請時点の最終残高がわかるページの写し ※web通帳の場合は、画面の写しで可 <input type="checkbox"/> 残高証明 <input type="checkbox"/> その他() ※複数口座がある場合、すべての通帳分を提出してください。また、世帯全員分提出が必要です。
求職活動関係書類	全員	<input type="checkbox"/> ①か②のいずれか一方 <input type="checkbox"/> ①ハローワーク受付票の写し <input type="checkbox"/> ②生活保護申請中の場合は、受領印付きの保護申請書の写し
振込先口座関係書類	全員	<input type="checkbox"/> 振込口座の通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座名義、口座番号がわかる部分)

【裏面も必ず確認してください】

【川崎市から申請書類が発送された方は、次の再貸付状況関係書類は提出不要です】

再貸付状況 関係書類	全員	再貸付が 終了した 方／8 月までに 終了する 方	①～③のいずれか1点及び④ <input type="checkbox"/> ①再貸付の借用書(控)の写し <input type="checkbox"/> ②再貸付決定通知書 <input type="checkbox"/> ③様式1-3 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金再貸付不承認・過去借入状況申告書【市ホームページからダウンロードしてください】 <input type="checkbox"/> ④再貸付の振込状況がわかる通帳の写し
		再貸付が 不承認と なった方	<input type="checkbox"/> ①再貸付の不承認通知の写し 上記①が提出できない方は次の②及び③ <input type="checkbox"/> ②様式1-3 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金再貸付不承認・過去借入状況申告書【市ホームページからダウンロードしてください】 <input type="checkbox"/> ③緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳の写し

※書類を確認後、電話等にて聞き取りをさせていただく場合があります。

※支給決定に際し、上記以外の書類をご提出いただく場合がありますので、御了承ください。

収入及び資産についての注意事項

1. 収入について

●収入とは、給与、失業給付金、年金、児童手当、児童扶養手当、継続的な仕送りなどです。

給与収入や年金の場合、税金や保険料などを含む総支給額（通勤手当のみ除く）が収入となります。

自営業の場合は、事業収入（収入から経費を差し引いた額）が収入となります。

●当月分の収入が、申請時に確定できない場合

申請月の収入が確定できない場合は、「収入・資産申告書」の「当月分」欄に見込み額を記入し、直近3か月分の収入がわかる書類を提出してください。

（例）申請月が7月で、7月分の収入がわかる書類が月末になる場合、4～6月分の書類を提出。

※当月分の収入がわかる書類とは、当月中に「振り込まれる」または「手渡される」収入の書類です。

「6月分給料」という明細で6月中に振り込まれる場合 → 6月の収入がわかる書類

「6月分給料」という明細で7月中に振り込まれる場合 → 7月の収入がわかる書類

2. 資産について

通帳の表面とその裏面（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人がわかるところ）と最新の残高を記載したページをコピーしてください。

3. 新型コロナウイルス感染症に関連する給付金・融資について

新型コロナウイルス感染症関連の給付金や融資（貸付）は収入・資産に算定しません。給付金・融資等を受けている場合は、収入・資産の合計額から給付金等の金額を差し引くため、給付金等を受けていることがわかる書類も提出してください。

また、「収入・資産申告書」の「新型コロナウイルス感染症に関する給付金・融資の合計」に合計額を記入してください。

給付金の例	特別定額給付金 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 持続化給付金、家賃支援給付金
融資の例	緊急小口資金、生活福祉資金
提出書類の例	当該給付金や融資の決定通知書類 預貯金通帳等の当該給付金や融資の振込記載ページ

制度のご案内

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について

1. 制度の趣旨

社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付が貸付限度額に達している等、特例貸付の利用ができない世帯に対し、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には生活保護の受給につなげるために、支援金を支給します。

2. 対象世帯要件

支援金を受給するためには、**以下のすべての要件を満たしている必要があります。**

(1)緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯(次のいずれかに該当する世帯)

- ①申請月の前月までに総合支援資金の再貸付が終了している世帯
- ②再貸付を受けている者で、申請月が再貸付の最終借入月の世帯（8月までに借り終わる世帯）
- ③再貸付の申請をしたが、申請日以前に不承認となった世帯
- ④自立相談支援機関へ再貸付の相談をしたが支援決定できず、申し込みに至らなかった世帯

(2)申請月において、申請者が世帯の主たる生計維持者であること

(3)申請月における世帯の収入合計額が次の金額以下であること

世帯員数	金額	世帯員数	金額
1人	137,700円	6人	372,000円
2人	194,000円	7人	417,800円
3人	241,800円	8人	453,800円
4人	283,800円	9人	490,800円
5人	324,800円	10人	526,800円

(4)申請日における世帯の金融資産(預貯金及び現金)の合計額が次の金額以下であること

世帯員数	金額
1人	504,000円
2人	780,000円
3人以上	1,000,000円

(5)次の①または②のいずれかの活動を行うこと

①ハローワークに求職申込みをし、期間の定めのない労働契約または期間の定めが6月以上の労働契約による就職（「常用就職」といいます）を目指し、受給期間中に次の活動を行うこと。

- ・月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
- ・月2回以上、ハローワークで職業相談等を受ける
- ・原則週1回以上、求人先へ応募を行うまたは求人先の面接を受ける

②生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあること

(6)職業訓練受講給付金を、申請者及び申請者と同一世帯の者が受給していないこと

(7)生活保護を、申請者及び申請者と同一世帯の者が受給していないこと

(8)偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行っていないこと

(9)申請者及び申請者と同一世帯の者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

裏面も必ずご確認ください。

3. 支給額及び支給期間

1月ごとに、以下の額を支給します。支給期間は3カ月です。
単身世帯:6万円 2人世帯:8万円 3人以上世帯:10万円

4. 受給中に行っていたいただくこと

受給が決定した方は、受給期間中に以下の活動を行っていただきます。

毎月、常用就職に向けた次の①～③の活動を行い、市に報告すること。

- ①月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
- ②月2回以上、ハローワークで職業相談等を受ける
- ③原則週1回以上、求人先へ応募を行うまたは求人先の面接を受ける

報告に必要な書類や報告方法は、支給が決定した方に別途お送りします。毎月の報告が確認できない場合は、支給を中止する場合があります。

また、支援金の申請時に生活保護を申請した方で、生活保護の受給が決定した場合は、支援金は中止します。なお、生活保護申請が却下された場合は、ハローワークへ求職申し込みを行い、上記①～③の活動を行っていただきます。

5. 常用就職及び就労収入の報告

①常用就職の報告

支給決定後、常用就職した場合は、常用就職届を市に提出してください。報告に使用する様式は、支給決定した方に別途お送りします。

②就労収入の報告

上記による報告を行った方は、報告を行った月以降、収入額を確認することができる書類を、毎月、市に提出してください。

6. 支給の中止

以下のいずれかに該当した場合、支給が中止される場合があります。

- ① 上記4の求職活動等を行わない場合
- ② 常用就職にともない得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
- ③ 申請内容に偽りがあった場合
- ④ 支給決定後、受給者とその同一世帯の者（以下「受給者等」）が暴力団員と判明した場合
- ⑤ 支給決定後、受給者等が禁固刑以上の刑に処された場合
- ⑥ 支給決定後、受給者等が生活保護費を受給した場合
- ⑦ 支給決定後、受給者等が職業訓練受講給付金を受給した場合
- ⑧ 支給決定後、受給者等が、偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行ったことが明らかになった場合
- ⑨ 支給決定後、受給者等が他の自治体から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受給した場合

収入・資産申告書

(あて先)

川崎市長 様

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

申請者住所 _____

申請者氏名 _____

1 働いて得た収入(就労収入)

氏 名	仕事の内容 勤務先(会社名)	① 当月分 見込額でも可
		円
		円
		円

2 公的給付等(失業等給付・恩給・公的年金・児童扶養手当・児童手当等・その他収入)

氏 名	収入の種類	② 受給額(月額)
		円
		円
		円

3 金融資産

(1) 預貯金

氏 名	有 無	預貯金先(銀行名)	口座名義人	③ 預貯金額
	有 ・ 無			円
	有 ・ 無			円
	有 ・ 無			円
	有 ・ 無			円
	有 ・ 無			円
	有 ・ 無			円

(2) 現金

④ 現 金	有 ・ 無	円

新型コロナウイルス感染症に関する給付金・融資の合計

合計額 円

記入例は裏面にあります。

<記入例> 収入・資産申告書

(あて先)

川崎市長 様

令和 3 年 7 月 20 日

申請者住所 川崎市〇〇区〇〇〇-〇〇-〇 〇〇ハイツ〇号室

申請者氏名 川崎 太郎

『当月』は申請月です。

1 働いて得た収入(就労収入)

氏名	仕事の内容 勤務先(会社名)	① 当月分 見込額でも可
川崎 太郎	株式会社〇〇〇〇	50,000円
川崎 花子	スーパー▲▲	10,798円

・税金や保険料を含む総支給額(通勤手当のみ除く)が就労収入となります。

2 公的給付等(失業等給付・恩給・公的年金・児童扶養手当・児童手当等・その他収入)

氏名	収入の種類	② 受給額(月額)
川崎 太郎	児童手当	10,000円

・申請月の公的給付などの就労収入以外の収入を記入
 ・年金や児童手当など複数の月に係る給付金は、月額を記入
 ・年金は、税金や保険料などを含む総支給額です。
 ・「特別定額給付金」など新型コロナウイルスの影響による国・自治体・社会福祉協議会からの給付金や融資(貸付)は申告不要です。

3 金融資産

(1) 預貯金

氏名	有無	預貯金先(銀行名)	口座名義人	③ 預貯金額
川崎 太郎	有・無	●●ネット銀行	川崎 太郎	306,084円
川崎 太郎	有・無	△△銀行(普通預金)	川崎 太郎	21,058円
川崎 太郎	有・無	△△銀行(貯蓄預金)	川崎 太郎	155,000円
川崎 花子	有・無			
川崎 花子	有・無			
川崎 次郎	有・無			

・世帯全員分のすべての通帳(ネットバンク明細含む)が必要。
 ・申告書作成日の段階での預貯金額を記入。
 ・普通預金以外に、積立預金、定期預金、貯蓄預金など預け入れがある場合、すべて記入が必要です。

(2) 現金

④ 現金	有・無	30,000円	預貯金以外の手持ち現金を記入
------	-----	---------	----------------

新型コロナウイルス感染症に関する給付金・融資の合計

合計額 2,000,000円

新型コロナウイルス感染症に関する国等からの給付金・融資を受けている場合は、にチェック✓をし、合計額を記入